

答 申 書

平成23年2月4日

山梨県特別支援教育振興審議会

# 目 次

はじめに .....	1
I 軽度知的障害に対応した特別支援学校高等部教育の在り方について	
1 知的障害特別支援学校の高等部教育について .....	2
II 特別支援学校の整備計画を含む将来構想について	
1 特別支援学校の整備について .....	4
2 特別支援学校の適正規模・適正配置について .....	5
3 特別支援学校の今後の在り方について .....	6
4 寄宿舎の在り方について .....	8
III 障害のある全ての幼児児童生徒に対する特別支援教育の推進方策について	
1 就学前における支援について .....	9
2 小・中学校における支援について .....	10
3 高等学校における支援について .....	12
4 教職員の専門性について .....	14
おわりに .....	16
資 料	

## はじめに

障害のある子どもたちに対する教育は、平成19年4月に改正学校教育法が施行され、特殊教育から特別支援教育へと大きく転換した。

これまで、特殊教育は、盲・ろう・養護学校を中心に、中・重度の子どもたちを対象とした取組であったが、平成13年に、21世紀の特殊教育の在り方に関する調査協力者会議が取りまとめた「21世紀の特殊教育の在り方について」において、従来特殊教育の対象とされてきた視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱・知的障害に加え、学習障害等の特別な支援を必要とする子どもたちに対する教育的支援の必要性が取り上げられたことにより、特別支援教育の本格実施に至った。

特別支援教育は、これまで特殊教育が蓄積してきた実績を継承しつつ、発達障害を含む障害のある全ての子どもたちに対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、学習上又は生活上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行うものである。また、障害の有無や個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会形成の基礎となるものであり、全ての学校において実施される必要がある。

県教育委員会では、全ての学校に校内委員会を設置するとともに、特別支援教育コーディネーターを配置するなど支援体制の整備に努め、特別支援学校のセンター的機能の充実に取り組んできた。

しかし、特別支援教育の対象者は年々増加しており、特別支援学校において教室不足が顕在化するなど、特別支援学校の教育環境や教育課程の改善、就学前・小・中・高等学校の各段階における支援体制の充実等が求められている。

本審議会は、平成22年5月24日、県教育委員会から次の項目について諮問を受けた。

- 1 軽度知的障害に対応した特別支援学校高等部教育の在り方について
- 2 特別支援学校の整備計画を含む将来構想について
- 3 障害のある全ての幼児児童生徒に対する特別支援教育の推進方策について

本審議会は、本県の特別支援教育が抱える課題について調査審議し、今後の取組の方向性を整理するとともに、更なる特別支援教育の推進、障害のある子どもたちの自立や社会参加に向け、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育を実施するための方策等について6回にわたり審議会を開催した。

ここに、審議の状況を取りまとめたので、答申を行うものである。

# I 軽度知的障害に対応した特別支援学校高等部教育の在り方について

## 1 知的障害特別支援学校の高等部教育について

特別支援教育の本格実施以降、その対象者は年々増加しており、中でも知的障害教育の対象者の増加が著しく、知的障害特別支援学校では障害の多様化が進み、一人ひとりのニーズに応じた教育の充実が求められている。

とりわけ、軽度の知的障害生徒が増加している高等部にあっては、将来の就業を視野に、自立と社会参加を支援する視点から高等部教育の在り方を展望する必要がある。

### (1) 在籍者の状況

平成22年度の知的障害特別支援学校の在籍者数は、672人(153学級)と過去最大となっており、そのうち高等部の在籍者数は309人で、知的障害特別支援学校在籍者の46%を占めている。

また、高等部の在籍者のうち、軽度の知的障害生徒の割合は約44%、中度を含めた割合は約66%となっている。増加する高等部生徒の中には、発達障害の診断を受けている者、情緒不安定や自閉的傾向を示す者などが多数在籍しており、障害の実態は多様化している。

軽度の知的障害生徒は、学習や体験等の不足から自信の喪失、学習環境や人間関係から不登校傾向など二次障害を示す場合も見られるが、会話、身辺処理、携帯電話やパソコンの初歩的な操作など平易な日常生活は可能で、家庭内や慣れた場所での生活はほぼ自立している。

### (2) 高等部の状況

高等部における軽度の知的障害生徒の増加と多様化に対応するため、各学校は、生徒の実態に応じた学習グループの編成や指導内容の構成、指導方法の改善等が求められており、教育課程編成上の工夫や実態に応じた指導に取り組んでいる。

わかば支援学校は平成20年度から、かえで支援学校においては平成21年度から、軽度の知的障害生徒を対象とした普通科の類型方式による教育課程に取り組み、働くことの大切さや社会生活に関する基礎的な知識技能を高める指導を実施しているが、職業教育を担当する教員や指導教室の不足、教員の専門性等が課題となっている。

また、各学校では、就業に向けて、学年や実態に応じて段階的に現場実習、職場見学、進路ガイダンス、進路学習等を実施するとともに、生徒の実態、進路希望等に応じた指導を行っているが、在籍者数の増加に伴い就業者数は増加しているものの、平成21年度卒業生の就業率は16%程度と全国平均に比べ低い水準にある。

知的障害者を雇用している企業や就業支援機関からは、就業に係る資質として、「勤労意欲の醸成」、「生活習慣の確立及び対人能力や社会性の育成」、「基礎的な学力・作業能力(集中力、持続力、体力など)の育成」等が求められているが、その一方で、生涯にわたって自立し、社会参加していくためには、受入企業・事業所、就業支援機関等における

支援の充実など、地域社会全体でサポートする環境づくりも重要である。

また、学校卒業後は、家族の理解や支えが重要であり、援助も少なからず必要となるため、家庭におけるサポート体制の充実に向けた支援も考慮しなければならない。

### **(3) 全国的な対応状況**

知的障害特別支援学校における在籍者数の増加は全国的な傾向で、増築や分教室等により教室不足に対応しているが、増加する軽度の知的障害生徒に対応するため、高等部においては、職業教育を充実させる専門学科の設置が進んでいる。

高等部への専門学科の設置に当たっては、就業支援に関わる様々な関係機関との連携、指導に当たる専門的な教員の確保、施設設備の整備等が必要となるが、教育目標が焦点化しやすく、進路指導が円滑に行われ、就業に結びつきやすいという利点がある。

平成21年度全国特別支援学校実態調査等によると、知的障害特別支援学校644校中、高等部単独校の36校に専門学科が設置されており、単独校以外にも25校に専門学科が設置され、専門学科の設置は22都道府県、61校となっている。

### **□ 今後の方向性**

軽度の知的障害生徒の高等部教育について、将来の就業を視野に、自立と社会参加を支援する視点から職業教育を充実させることが必要であり、本県においても専門学科の設置等により新たな教育課程を実施する必要がある。

また、就業に向けた支援や学校卒業後の継続した就業支援を充実させるため、生徒本人のみでなく、家族に対する支援や地域における支援等の方策について検討することも必要である。

## II 特別支援学校の整備計画を含む将来構想について

### 1 特別支援学校の整備について

特別支援学校においては、在籍者数の増加、障害の多様化が進んでおり、一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズに応じた教育活動を展開するため、教育環境の整備充実が求められている。

また、在籍者数の増加に伴い教室不足が生じている学校、老朽化が著しい学校、障害種への対応に課題が生じている学校があり、施設等の整備が必要となっている。

#### (1) 施設整備の状況

特別支援学校の施設については、平成17年以降、富士見支援学校、盲学校の校舎及び寄宿舎並びに甲府支援学校寄宿舎の全面改築、あけぼの支援学校及び甲府支援学校校舎の全面改修、かえで支援学校高等部棟や食堂などの増築等により順次整備がなされ、子どもたちの教育環境は大幅に改善されてきている。

その一方で、在籍者数の増加に伴う教室不足が生じており、特に、知的障害特別支援学校においてその傾向は著しく、慢性的な教室不足となっている学校もある。平成22年度は特別支援学校全体で39教室が不足しており、各学校では、教室不足に対応するため、緊急避難的に個別指導室や特別教室の活用、1教室を2学級で共用する等の対応を行っている。

また、在籍者数の増加に伴う教室不足だけでなく、老朽化により傷みの激しい学校や安全管理に不安等を抱える学校があり、各学校の現状と課題を踏まえた対応が必要となっている。

#### (2) 在籍者数の推計

平成22年度の在籍者数及び過去3年間の増加率を基にした将来推計によると、特別支援学校の在籍者数は、今後10年程増加傾向にあり、増加のピークは平成30年頃で、1,050人程度と見込まれている。

特に、増加が著しい知的障害特別支援学校の在籍者数は、ピーク時には、平成22年度に比べ約130人増の800人程度と見込まれ、現状の規模に戻るのは平成43年頃と推計されている。

#### □ 今後の方向性

特別支援学校の施設の現状と課題及び在籍者数の推計を踏まえると、特別支援学校の施設整備について、次のような方策に取り組む必要がある。

○ 在籍者数の増加に伴い教室不足が生じている特別支援学校については、今後の在籍者数の増加を踏まえ、改善する必要がある。特に、ふじざくら支援学校は、教室不足

が常態化しており、教室不足数も多く、今後も児童生徒数の増加が見込まれることから、早急な改善が必要である。また、かえで支援学校は、在籍者数の増加が著しく、近々に大幅な教室不足が見込まれることから、早急な対応が必要である。

- 経年劣化している特別支援学校については、計画的に教育環境を整備する必要がある。特に、わかば支援学校は、築36年を経過し、老朽化が著しく、児童生徒数の増加に伴う教室不足、活動上の安全性の課題等も抱えているため、早急に改築等による教育環境の整備が必要である。
- その他の特別支援学校についても、子どもの特性に合わせた専門的な教育活動を保障する観点から、各学校の現状と課題を踏まえた計画的な対応が必要である。特に、やまびこ支援学校は、平成20年から知肢併置校に移行しており、肢体不自由の児童生徒の教育活動を保障するため、将来的な整備の方向性について検討する必要がある。

## 2 特別支援学校の適正規模・適正配置について

知的障害特別支援学校においては、在籍者数が増加しており、先の推計のように今後も増加傾向が続くと見込まれるため、障害のある子どもたちの教育活動を保障する観点から適正規模、適正配置の検討が必要となっている。

### (1) 知的障害特別支援学校の状況

特別支援学校の適正規模について、基準は特段示されていないが、平成8年に全国知的障害養護学校長会が行った調査研究や大阪府学校教育審議会の答申(平成4年度)等から、一般的に、「児童生徒数150～200人程度の規模が妥当」とされている。

県教育委員会は、わかば支援学校の大規模化の解消のため、平成12年にふじかわ分校、平成13年にかえで支援学校を設置したが、現在、わかば支援学校及びかえで支援学校は200人を超えており、大規模校と位置づけられる。

両校においては、大規模化に伴い、教室の不足、体育館や特別教室の使用制約、食堂の狭隘化、教材備品の不足、スクールバス運行等に支障が生じており、教職員間の共通理解を図るための会議の設定、指導に関する情報等の共有など、学校運営の面でも困難さが生じている。

また、かえで支援学校の通学区域は、甲府地域(甲府・中央市)と峡東地域(笛吹・山梨・甲州市)からなっており、在籍者数の地域間の割合は、開校当時、甲府地域:峡東地域が61:39であったが、現在は55:45(小学部43:57、中学部54:46、高等部61:39)となっており、小学部を中心に峡東地域の割合が高まっている。

## □ 今後の方向性

知的障害特別支援学校は、在籍者数の増加が著しく、わかば支援学校及びかえで支援学校は大規模化しており、両校の通学区域における今後の在籍者数の推移を勘案し、適正規模・適正配置について検討する必要がある。

また、その検討に当たっては、特別支援学校の分校設置、新設校の設置等について総合的に検討するとともに、県立高等学校再編後の施設の有効活用も視野に、整備計画を策定する必要がある。

## 3 特別支援学校の今後の在り方について

特別支援教育の実施に伴い、本県においては、当審議会の答申を踏まえ、「養護学校」から「支援学校」に各学校の名称を変更するとともに、特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、平成20年度からは、ふじかわ分校及びやまびこ支援学校を肢体不自由と知的障害の2つの障害種別に対応する学校に改編し、障害に対応した教育を強化した。

しかし、特別支援学校の在籍者数は増加しており、障害の重度・重複化、多様化も更に進んでいることから、それぞれの障害の特性や教育的ニーズを踏まえた対応が必要となっている。

### (1) 特別支援学校の役割

各障害種別の特別支援学校に求められる役割は、対象者の障害の特性や教育的ニーズによると、概ね次のとおりである。

#### ① 感覚障害（視覚障害・聴覚障害）

- ・ 障害の改善・克服のための早期教育を実施するとともに、同一障害で一定規模の学習集団を確保し、障害に応じた「準ずる教育課程」を実施すること。
- ・ 障害に応じた固有の指導法を工夫・改善し、専門性の確保及び向上を図り、視覚・聴覚障害教育のセンター的機能を発揮すること。
- ・ 視覚障害者の職業自立を促すため、理療関係の国家資格取得を目指す職業教育を実施すること。

#### ② 病弱

- ・ 中央病院、北病院で加療中の児童生徒に対する教育を行うとともに、病弱教育を推進し、病弱教育のセンター的機能を発揮すること。

#### ③ 肢体不自由

- ・ 単一障害に対応した「準ずる教育課程」を実施し、肢体不自由教育を推進するとともに、障害種別に応じたセンター的機能を発揮すること。
- ・ 重度・重複障害者に対応した教育課程を工夫・改善して充実を図るとともに、医療との連携により安全を重視した教育を実施すること。



#### ④ 知的障害

- ・児童生徒の障害の状態や発達段階を踏まえ、個人差に応じた指導や支援を実施するとともに、知的障害教育のセンター的機能を発揮すること。
- ・障害が軽度の児童生徒に対し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識・技能等の習得を目指した教育を実施すること。
- ・障害が中・重度及び重複する児童生徒に対し、日常生活や社会生活に必要な技能・習慣の習得を目指した教育を実施すること。

#### □ 今後の方向性

各障害種別の特別支援学校の役割、児童生徒の状況、教育の状況等から、対象者の障害の特性や教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図るため、次のような方策に取り組む必要がある。

##### ○ 感覚障害を対象とする特別支援学校

- ・感覚障害教育における専門性確保の観点から、当面、現状を維持することとし、感覚障害者の教育的ニーズに応える学校としてその機能を発揮する。
- ・専門性・個別性の面から、幼児から大人までの支援を行うセンター校として機能の充実を図る。
- ・重複障害者の増加に対応するため、教育課程の改善・充実を図るとともに、重複障害者の受入体制等、今後の感覚障害教育の在り方について検討する。

##### ○ 病弱を対象とする特別支援学校

- ・病状の回復に困難を伴う生徒等に高等部段階の教育を保障するため、実態調査を行い、既存の特別支援学校への併置等について検討する。
- ・病弱教育充実の観点から、中央病院若しくは北病院以外の医療機関で加療中の者又は病気による長期欠席者に対する学習支援について検討する。

##### ○ 肢体不自由を対象とする特別支援学校

- ・重度・重複障害児童生徒の安全を確保するため、医療的ケアの実施については、専門家の意見等を踏まえて対応するとともに、病院に隣接する病弱特別支援学校での受け入れについて検討する。
- ・重度・重複障害児童生徒の身体機能の保持・向上及び生活機能の向上等の支援を充実させるため、医療機関との連携の強化、専門家の活用等について検討する。

##### ○ 知的障害を対象とする特別支援学校

- ・障害が軽度の知的障害生徒に対し、将来の就業を視野に、自立と社会参加を支援する観点から、高等部教育への新たな教育課程の導入について検討する。
- ・障害が中・重度及び重複する児童生徒に対し、自立活動等における指導や支援の充実を図るため、教育課程の改善について検討する。

## 4 寄宿舎の在り方について

本県では、特別支援学校11校のうち5校に寄宿舎が設置されている。

寄宿舎は、特別支援学校の通学区域が広域となることから通学保障を目的として設置されてきた経緯があるが、現在では、公共交通機関の発達や特別支援学校の適正配置等により全泊利用者が減少しているため、寄宿舎の運営方法等の在り方について検討する必要がある。

### (1) 寄宿舎の状況

特別支援学校の寄宿舎は、設置目的である通学保障の役割が減少していることから、全国的に、新設の特別支援学校に寄宿舎が設置される割合は減少傾向にある。

その一方で、軽度の知的障害生徒の職業自立や社会自立を目指して、高等部における生活指導の充実を図るため寄宿舎の機能を活用する例が増えており、高等部単独設置校や専門学科設置校における寄宿舎設置率は、知的障害特別支援学校全体の設置率に比べて高くなっている。

本県の特別支援学校寄宿舎においては、全泊の利用数が年々減少しており、本年度の全泊利用者は、昭和60年に比べ約3割となっている。また、通学保障による全泊は全体の1/3程度で、全泊利用者の7割は高等部生徒の利用となっている。

各寄宿舎では、障害に応じた生活自立を育む観点から、宿泊形態を工夫し、曜日を決めての宿泊利用、学期単位での入舎などを行っている。また、小学部の児童を中心に放課後の短時間利用も行っている。

### □ 今後の方向性

特別支援学校の寄宿舎は、設置の経緯等を踏まえると、通学困難な児童生徒の通学保障の役割を今後も果たす必要がある。

その上で、高等部等における障害のある生徒の自立や社会参加に向けて「生活自立を支援する寄宿舎」としての役割を担う必要があり、学校における教育とは異なる寄宿舎の教育的機能を有効活用し、次のような方策に取り組む必要がある。

- ・職業自立を促すため、「産業現場等における実習」と連携した生活指導を推進する。
- ・生活能力の育成を図るため、異年齢による集団生活の体験や生活指導を推進する。
- ・寄宿舎未設置校の生徒に利用機会を提供するため、地域エリアの寄宿舎として活用を図る。

### Ⅲ 障害のある全ての幼児児童生徒に対する特別支援教育の推進方策について

#### 1 就学前における支援について

就学前に特別な支援を必要とする子どもたちは、育ちの過程で何らかの気になる状態を示すが、そのことに保護者あるいは保育関係者等が気づいても、どのように対応したらよいか分からず不安のまま過ごしていることがある。特に、保護者は、支援の必要性を容易に受容することができず、結果として支援が遅れがちになる場合が少なくない。

乳幼児期においては、保健、医療、福祉等の関係者により相談や支援、診断、療育等が行われているが、教育の立場からも早期からの相談や支援が必要である。

#### (1) 就学前の支援等の状況

市町村教育委員会は、学齢簿の作成、就学通知等の就学に係る事務を担当しており、障害のある子どもの適切な就学相談、就学先の決定等を行うため、就学指導委員会を設置している。

就学指導委員会の設置形態は、平成21年度、全国では市町村教育委員会単独設置が86.5%となっているが、本県においては、市町村の共同設置による形態が多く、市町村の単独設置は、27市町村教育委員会中、甲府市、笛吹市、市川三郷町の3市町に留まっている。

障害のある子どもの就学に当たっては、本人・保護者、学校、市町村教育委員会が円滑に合意形成を図るため、障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みを構築する必要がある。なお、就学指導委員会の役割は、これまでの障害の程度等を判断する立場から、相談や支援に重点を移してきている。

障害のある乳幼児に早期から支援を行うため、「発達障害早期総合支援モデル事業（文部科学省委嘱事業）」等の取組が行われてきており、モデル事業の取組により、5歳児健診の拡大、就学時健診等における市町村教育委員会、小学校、保健師の連携強化、地域における相談支援のネットワークの形成等が図られている。

また、障害のある子どもを持つ保護者に対して、「子育て支援事業」等による相談や支援が各地域で実施されており、県教育委員会においても、特別支援学校における相談支援や体験学習、総合教育センター主催の巡回就学相談などを実施し、特別支援教育に対する理解の促進、保護者への支援等に努めている。

#### □ 今後の方向性

就学前における特別支援教育を推進するため、市町村と連携を図り、次のような方策に取り組む必要がある。

- 就学に係る相談・支援体制の整備
  - ・就学に係る保護者の希望等に対して適切な相談や支援を行うため、就学相談、就学先の決定等に当たる機関（現行の就学指導委員会）は市町村単位での設置を基本とし、就学相談・支援体制の整備を促進する。
  - ・市町村単位で、福祉、保健、教育等の関係者による「連絡調整会議」の設置を促進する。
  - ・県教育委員会は、市町村の就学に係る相談・支援体制の整備を促進するため、市町村就学事務担当者に対し、早期からの相談や支援、就学先の決定の在り方等について適切な情報を提供し、専門性の向上を図る研修を実施する。
- 総合的な相談・支援体制の構築
  - ・地域ごとに、県と市町村の医療、福祉、保健、教育等の関係機関が連携する場を設ける。
  - ・総合教育センター、特別支援学校、通級指導教室等を活用し、就学前の保護者、幼稚園等に対する相談及び支援の充実を図る。
  - ・就学前における「個別の教育支援計画」、「相談支援ファイル」等の作成を促進し、小学校への引継及び作成を通して関係機関との連携強化を図る。

## 2 小・中学校における支援について

小・中学校においては、障害のある児童生徒の教育の場として、特別支援学級及び通級指導教室が制度化されている。

特別支援教育の実施に伴い、小・中学校においては、校内の支援体制の整備が求められるとともに、特別な支援を必要とする子どもたちは通常の学級にも在籍していることから、特別支援学級や通級指導教室を含め、在籍する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズにあった指導や支援の充実が求められている。

### (1) 支援体制等の状況

#### ① 校内支援体制

小・中学校においては、全ての学校で校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名はされているが、校内委員会の開催、学校内の実態把握等に取り組みの差が生じている。

「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」は、特別支援学級を中心に作成されているが、通常の学級に在籍し特別な支援を必要とする児童生徒についての作成は十分でなく、また、小学校で作成された計画が中学校に引き継がれても、実際の支援に活かされていない、中学校における活用が十分でないなど、作成、引継、活用において、小・中学校間に取り組みの差が見られる。

#### ② 通常の学級における特別支援教育

通常の学級において特別な支援を必要とする児童生徒の在籍率は年々増加しており、

実態は多様で、学力、社会性、心身の発達等に課題を抱えている場合が多い。

各市町村教育委員会は、通常の学級等において適切な支援を行うため特別支援教育支援員の配置を進めており、平成22年度の配置数は、22市町村、247人となっている。

### ③ 通級指導教室における特別支援教育

通級指導教室は、平成22年度は「言語障害通級指導教室」及び「発達障害・情緒障害通級指導教室」が小学校に16教室、中学校に1教室設置され、軽度難聴児を対象に、ろう学校による通級による指導が実施されている。

通級指導教室は、これまで全県的な地域バランスを考慮して設置されてきたが、「言語障害通級指導教室」は、「発達障害・情緒障害通級指導教室」より対象地域が広く、発達障害等の素因のある児童が利用している実態がある。このため平成18年度から、「言語障害通級指導教室」において、言語障害、発達障害、情緒障害等の複数の障害に対応する指導をモデル的に試行しており、平成22年度は4校で実施している。

### ④ 特別支援学級における特別支援教育

本県では、「知的障害」、「肢体不自由」、「病弱・身体虚弱」、「弱視」、「難聴」、「自閉症・情緒障害」の各障害種別に対応する特別支援学級を設置しており、平成22年度は、小学校262学級（630人）、中学校110学級（287人）を設置し、設置学級数、在籍者数ともに年々増加している。

また、在籍者数が1人の学級（以下「1人学級」という。）を、平成22年度は148学級（39.8%）設置しており、1人学級を含む児童生徒数が3人以下の少人数の学級は、小学校で205学級（78.2%）、中学校で75学級（68.2%）となっている。1人学級及び少人数学級においては、個別指導が大半を占めることとなるため、個に応じた教育が提供できる反面、児童生徒同士の関わり、集団を通しての学習等に係る学習環境の確保が課題となっている。

特別支援学級の担当教員の経験年数は、2年以下の者が45.3%を占めており、経験の浅い教員が特別支援学級の担当者となるケースが多く、指導の専門性が十分に確保されているとは言えない。

## □ 今後の方向性

小・中学校における特別支援教育を推進するため、各学校の主体的な取組を促進し、次のような方策に取り組む必要がある。

### ○ 支援体制の充実

- ・支援体制の実効性を高めるため、校内委員会の開催、特別支援教育コーディネーターの活用、巡回相談の利用等支援体制の活用を促進する。
- ・「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用を促進し、小学校から中学校、中学校から高等学校への引継及び学校間の連携を強化する。

- ・通常の学級における指導や支援を充実させるため、特別支援教育支援員の積極的な配置と活用を促進する。
- 通級指導教室の機能充実
  - ・保護者への相談や支援を拡充するとともに、言語障害、発達障害、情緒障害等の複数の障害に対応できる教室の設置について検討する。
- 特別支援学級の運営強化
  - ・特別支援学級に求められる機能・役割を整理し、学級設置の基準、対象及び在籍人数、指導体制、弾力的な運用等について検討する。
  - ・1人学級等少人数により運営されている特別支援学級における集団学習、交流及び共同学習等の学習環境を確保するため、校長のリーダーシップのもと、校内連携を図る。
- 教育的ニーズに応じた指導の改善・充実
  - ・特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応えるため、通常の学級における学習指導の充実を図る。
  - ・児童生徒の障害の状態に応じた適切な指導や支援を行うため、通常の学級と特別支援学級及び通級指導教室担当者間の情報交換等を緊密に行い、連携を図る。
  - ・特別支援学級及び通級指導教室における教育課程の編成、学習指導、自立活動の指導、交流及び共同学習、学級経営等について、研究校を指定して実践研究に取り組み、成果を各学校にフィードバックして指導の改善・充実を図る。
  - ・特別支援学級等に求められる専門的な力量を備えた担当教員を育成するため、研修等により専門性を向上させるとともに、当該者が長期的に特別支援教育に携わることができるシステムを構築する。
- 交流及び共同学習の推進
  - ・障害のない児童生徒と障害のある児童生徒の相互理解を促進するため、小・中学校と特別支援学校の交流及び共同学習を推進するとともに、特別支援学校に在籍する子どもの居住地域の小・中学校における交流及び共同学習を推進する。

### 3 高等学校における支援について

高等学校においても、平成19年から特別支援教育を推進することになり、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置等はなされているものの、小・中学校に比べ支援体制づくりは遅れており、特別支援教育に対する教職員の理解、支援体制の整備、支援の充実等が求められている。

#### (1) 生徒の状況

平成20年度に文部科学省が行った中学校卒業生に対する調査から、高等学校における発達障害等の困難のある生徒が在籍する割合は約2.2%と見込まれたが、県教育委員会が平成21年度に行った調査では1.3%に留まっており、高等学校の特別支援教育コー

ディネーターが把握している特別な支援を必要とする生徒になると、約0.8%と低くなっている。

このように、高等学校においては、特別な支援を必要としている生徒の把握が十分になされておらず、その一方で、特別な支援を必要とする生徒とその家族は、障害の理解や受容ができていないことも多く、支援の必要性が自覚されていないこと等から支援が行き届いていない状況がある。

なお、高等学校は思春期の成長段階に当たり、特別な支援を必要としている生徒は、将来の進路や自分自身の模索等で精神的に不安定な状態にある場合が少なくないため、支援に当たっては、生徒の様々な感情や心理的な側面に留意する必要がある。

## (2) 支援体制の状況

高等学校においては、校内委員会の開催、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成は、限られた学校での取組に留まっており、特別支援学校のセンター的機能や専門家チームの活用、外部の専門機関の活用等も十分とは言えない。

こうした状況を改善するため、県教育委員会は、平成22年度から、福祉保健部が実施する「モデル市町村支援体制サポート強化事業」と連携し、「高等学校における特別支援教育推進事業（以下「高校モデル事業」という。）に取り組んでいる。

### □ 今後の方向性

高等学校における特別支援教育を推進するため、特別な支援を必要とする生徒の実態把握に努めるとともに、次のような方策に取り組む必要がある。

- 高校モデル事業の推進及び支援体制の整備・充実
  - ・ 高校モデル事業の実践研究を更に進め、発達障害等の生徒への支援体制の充実方策について検討し、成果を高等学校全体の取組に繋げる。
  - ・ 支援体制の整備・充実を図るため、校内委員会の開催、特別支援教育コーディネーターの活用等を推進するとともに、特別支援学校のセンター的機能、外部の専門機関等の活用を推進する。
  - ・ 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用を推進し、中学校との連携を強化する。
- 特別支援教育に対する教職員の理解向上
  - ・ 高等学校の教職員を対象とした研修を充実するとともに、全教職員向けの指導資料等を作成し、特別支援教育に対する理解を向上させる。
- 特別支援教育支援員の配置
  - ・ 学習面や生活面の支援を充実させるため、高等学校におけるニーズを把握し、特別支援教育支援員を配置する。

- 進路指導・就業支援の充実
  - ・発達障害等の生徒の卒業後の進路について、福祉、労働等の関係部局と十分に連携を図り、就業に向けた取組を充実する。
- 交流及び共同学習の推進
  - ・障害のない生徒と障害のある生徒の相互理解を促進するため、各学校の特徴等を活かし、特別支援学校との交流及び共同学習を推進する。

#### 4 教職員の専門性について

特別支援教育に携わる教職員については、障害についての心理・医学的な知識、個に応じた指導技法など、多岐にわたる専門性の習得が求められているが、障害のある子どもたちの教育は、当該教職員だけでなく、学校全体で支えることが重要である。

全ての学校において特別支援教育を推進するため、教職員の特別支援教育に対する理解を高め、専門性を向上させる必要がある。

##### (1) 教職員の専門性の状況

県教育委員会は、教職員の資質向上等を図るため、総合教育センターと連携して管理職研修会、特別支援学級設置校新任校長研修会、特別支援教育新任担当研修会、自閉症・情緒障害特別支援学級担任研修会等を実施している。

校長は、各学校における特別支援教育実施の責任者として、特別支援教育や障害に関する認識を深め、リーダーシップを発揮して体制の整備、学校経営に取り組むことが求められているが、特別支援教育コーディネーターの指名や特別支援学級担当者の配置に当たり、教員の専門性や経験等を考慮した対応が十分になされているとは言い難い状況がある。

特別支援学級や通級指導教室の担当者は、障害についての専門的知識や一人ひとりの障害に応じた指導内容・方法に関わる力量が必要であり、特別支援教育推進のキーパーソンとしての役割を果たすことが求められているが、特別支援教育に携わる経験年数は短く、専門性の蓄積も十分とは言い難い状況がある。

また、教職員の人事配置等において、特別支援教育の専門性はあまり考慮されておらず、特別支援学校と小・中学校又は高等学校との校種間の人事交流は部分的に留まっている。

##### □ 今後の方向性

全ての学校における特別支援教育を推進するため、教職員の専門性の向上に向けて次のような方策に取り組む必要がある。



- 研修及び指導実践の充実
  - ・ 全ての学校の教職員を対象に、管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級の担当者など、その求められる役割に応じた専門研修を充実させ、受講を促進する。
  - ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の各教科等の指導について、小・中・高等学校における実践研究を推進する。
- 専門性のある教職員の計画的な養成・配置等
  - ・ 専門性の向上を図るため、小・中・高等学校と特別支援学校との教職員の人事交流を推進するとともに、特別支援教育担当者の専門性や指導の継続性を考慮した人事配置を行う。
  - ・ (独) 国立特別支援教育総合研究所への派遣等により、特別支援教育に係る専門性の高い教員を計画的に養成する。
  - ・ 特別支援学校教員免許状取得者を計画的に採用するとともに、当該教員免許状の取得を促進するため、単位認定講習を継続して実施し、取得率の向上を図る。

## お わ り に

今回の答申は、全ての障害のある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対し、適切な指導や支援を行う観点から、特別支援教育の推進の方向を示した。

国においては、現在、障害者制度改革の検討がなされており、文部科学省は、中央教育審議会初等中等教育分科会の特別委員会において特別支援教育の今後の方向性について議論を重ねている。平成22年12月になされた論点整理によると、インクルーシブ教育システムの理念とそれに向かっていく方向性に賛成した上で、「子どもの学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要」とされたところである。

今後、文部科学省など国の動向を注視していくことになるが、特別支援教育を推進するためには、本審議会で議論したとおり、全ての学校において支援体制の整備を図るとともに、全ての教職員の特別支援教育に対する理解と専門性の向上を図る必要がある。

また、就学前から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校への指導や支援の引継及び関係機関との連携が的確に行われることを求めたい。

さらに、保護者や地域のニーズ、信頼に応えるため、市町村教育委員会における取組も重要である。市町村教育委員会は、障害のある子ども本人・保護者に対して、十分な相談と情報提供ができる体制の整備、就学先決定の仕組みや医療、保健、福祉等関係機関との連携による総合的な支援体制の構築に取り組んでいただきたい。また、県教育委員会には、市町村教育委員会と一層の連携を図り、適切な支援と指導をお願いしたい。

県教育委員会におかれては、今後、この答申の趣旨を踏まえて特別支援教育推進のプラン策定に当たるとともに、プランに基づいて特別支援教育を推進し、成果を上げることを期待するものである。

特別な支援を必要としている子どもたちの教育的ニーズに対し、適切な支援を行い、自立と社会参加を支援する豊かな学びの場の実現に、本答申が一助となることを願ってやまない。

# 資 料

資料① 諮 問	1
資料② 山梨県特別支援教育振興審議会委員名簿	2
資料③ 審議会審議経過	3
資料④ 審議資料	4
1 特別支援教育の対象者	4
①特別支援教育対象者数の推移	
②特別支援学校・特別支援学級の在籍率	
③通級による指導を受けている者の在籍率	
④小・中学校で特別支援教育を受けている者の在籍率	
2 特別支援学校の設置状況	5
①特別支援学校の配置状況	
②特別支援学校の学級数・在籍者数	
③特別支援学校在籍者数の推移	
3 特別支援学級の設置状況	7
①特別支援学級数、在籍児童生徒数	
②通級指導教室の設置状況	
③通級指導教室における指導対象者数の推移	



教新学第182号  
平成22年5月24日

山梨県特別支援教育振興審議会会長 殿

山梨県教育委員会

諮 問

本県の特別支援教育の振興に関し、山梨県附属機関の設置に関する条例第2条第2項の規定により設置されている貴審議会に、次の事項について意見を求めます。

- 1 軽度知的障害に対応した特別支援学校高等部教育の在り方について
- 2 特別支援学校の整備計画を含む将来構想について
- 3 障害のある全ての幼児児童生徒に対する特別支援教育の推進方策について

諮 問 の 理 由

障害のある子どもたちに対する教育は、平成19年に学校教育法等の一部を改正する法律が施行され、特殊教育から特別支援教育へと大きく転換しましたが、県では、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、全ての学校において特別支援教育を行うための体制の整備、特別支援学校の地域におけるセンター的機能の充実等に取り組んできました。

特別支援教育の本格実施から4年目を迎え、障害のある子どもたちの学習機会が広がる一方で、知的障害特別支援学校においては児童生徒数の増加が続いており、特に、高等部において軽度の知的障害の生徒の増加が著しく、自立と社会参加を目指す新たな教育課程が求められています。

また、在籍者数の増加に伴い慢性的な教室不足への対応が必要になるとともに、校舎等の施設設備の老朽化への対応が必要な学校、子どもたちの障害に対応した施設設備が不十分である学校などがあり、計画的な整備が求められています。

さらに、全ての学校において、特別支援教育に係る校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置など支援体制の整備は進んできていますが、障害のある幼児児童生徒に対する教育の一層の充実を図るため、更なる特別支援教育の推進が求められています。

このため、軽度知的障害に対応した特別支援学校高等部教育の在り方、特別支援学校の整備計画を含む将来構想、障害のある全ての幼児児童生徒に対する特別支援教育の推進方策について、意見を求める必要があるものと判断いたしました。

つきましては、ここに山梨県特別支援教育振興審議会を開催し、本県の特別支援教育の振興を図るためご審議いただきたく、諮問するものです。

## 山梨県特別支援教育振興審議会委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
飯ヶ濱 栄治	山梨県特別支援学校PTA代表	
上杉 宏	山梨労働局職業安定部職業対策課長	
尾嶋 千恵子	山梨LD・発達障害児者の支援を考える会「いちえ会」代表	
齋藤 章	山梨県市町村教育委員会連合会会長	
坂本 ちづ子	(福)八ヶ岳名水会 入所支援施設「星の里」施設長	
白戸 吉男	山梨県公立小中学校長会代表	
鳥海 順子	国立大学法人 山梨大学教育人間科学部教授	副会長
萩原 公子	山梨県高等学校長協会代表	
畠山 和男	山梨県立あけぼの医療福祉センター副所長	
原 まゆみ	山梨県特別支援学校長代表	
藤巻 秀子	(社)山梨県看護協会会長	
森 博俊	公立大学法人 都留文科大学文学部教授	
山口 勝弘	学校法人 山梨英和大学人間文化学部教授	会 長

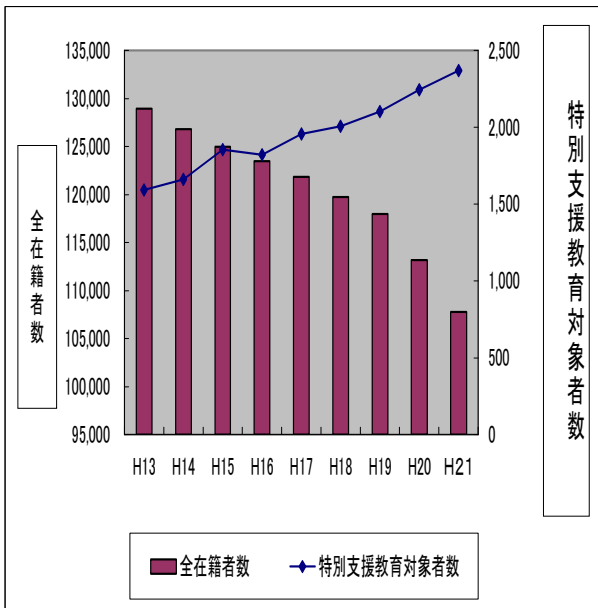
## 山梨県特別支援教育振興審議会 審議経過

開催期日		内容
第1回	平成22年 5月24日(月)	○ 委員の委嘱及び諮問 ○ 現状と課題について
第2回	7月12日(月)	○ 軽度知的障害に対応した高等部教育の在り方について ○ 特別支援学校寄宿舎の今後の在り方について
第3回	8月12日(木)	○ 特別支援学校の施設整備について ○ 特別支援学校の適正規模・適正配置について ○ 特別支援学校の今後の在り方について
第4回	9月10日(金)	○ 就学前における特別支援教育の推進について ○ 小・中学校における特別支援教育の推進について ○ 高等学校における特別支援教育の推進について ○ 教職員の専門性向上について
第5回	10月25日(月)	○ 審議のまとめ
起草	11月19日(金) 12月17日(金)	第1回 起草委員会 第2回 起草委員会
第6回	平成23年 1月28日(金)	○ 答申書(案)について
答申	2月 4日(金)	○ 答申書の提出

# 1 特別支援教育の対象者

## ① 特別支援教育対象者数の推移

山梨県における特別支援教育対象者数等の推移

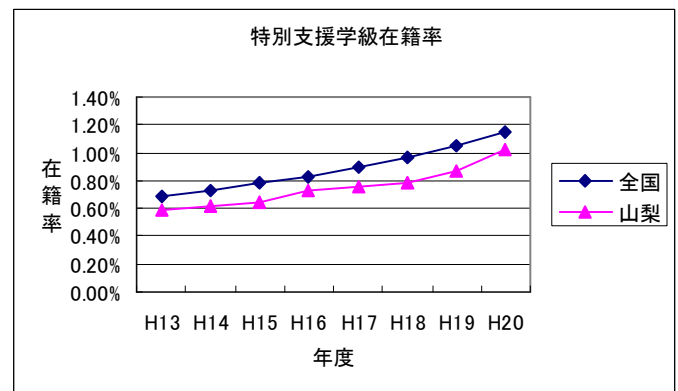
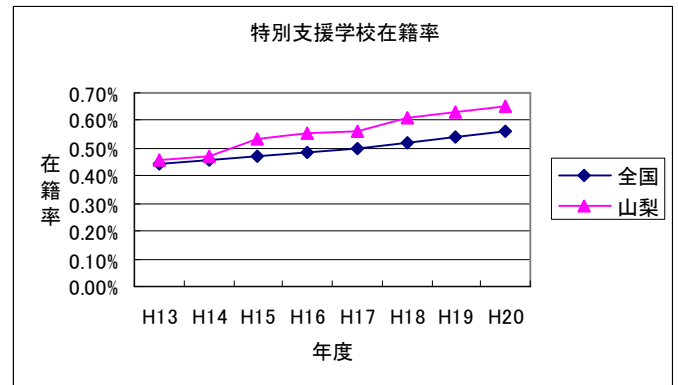


	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
全在籍者数	128,931	126,822	124,972	123,459	121,826	119,735	117,983	113,150	107,785
特別支援教育対象者数	1,592	1,661	1,853	1,821	1,956	2,006	2,102	2,243	2,369
# 在籍率	1.23%	1.31%	1.48%	1.47%	1.61%	1.68%	1.78%	1.98%	2.20%

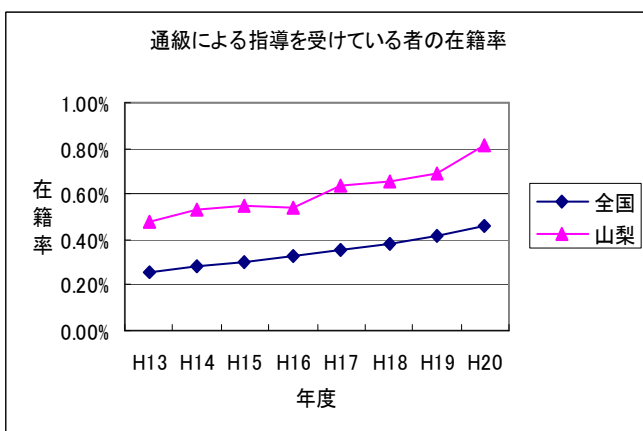
- \* データについては、「文部科学省特別支援教育資料」、「山梨の特別支援教育・データ編」及び「教育便覧」による。
- \* 全在籍者数：幼小中高及び特別支援学校の在籍者数
- \* 特別支援教育対象者数：特別支援学校及び特別支援学級に在籍する幼児児童生徒並びに通級による児童生徒

資料④

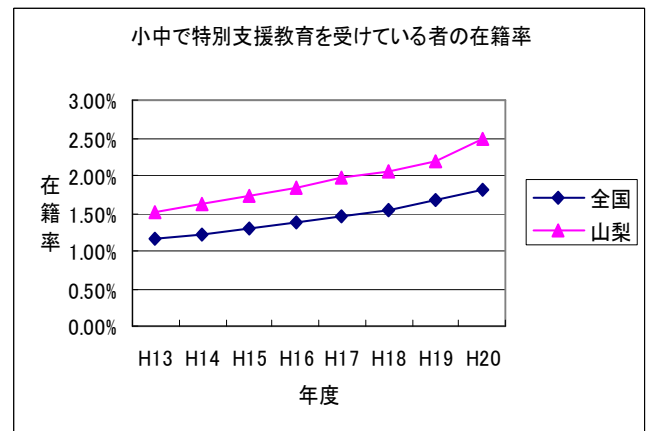
## ② 特別支援学校・特別支援学級の在籍率



## ③ 通級による指導を受けている者の在籍率



## ④ 小・中学校で特別支援教育を受けている者の在籍率



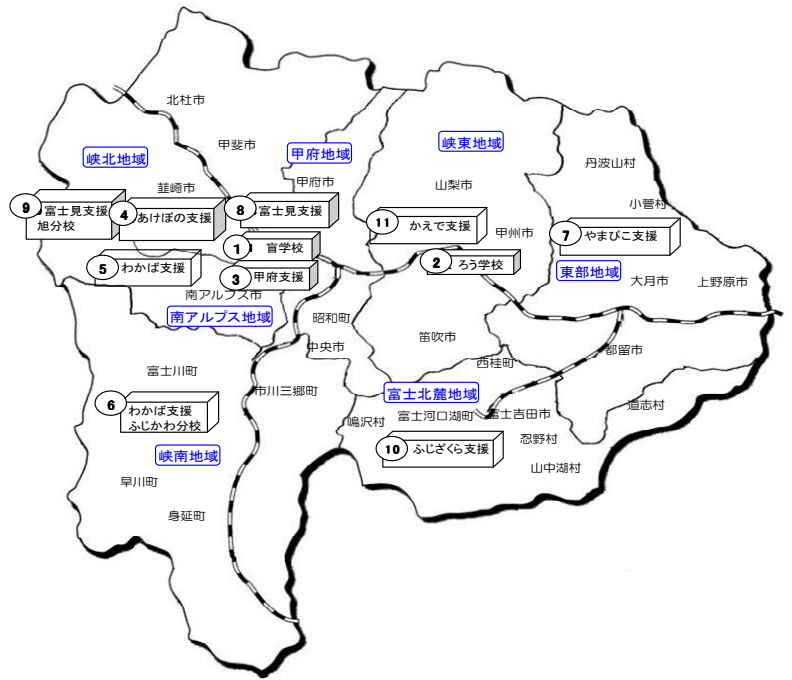
\* 特別支援教育を受けている者とは、特別支援学級在籍者及び通級指導教室で指導を受けている者をいう。



## 2 特別支援学校の設置状況

### ①特別支援学校の配置状況

	学校名	障害種別	開校
1	盲学校	視覚	T8
2	ろう学校	聴覚	T11
3	甲府支援学校	肢体	S38
4	あけぼの支援学校	肢体	S49
5	わかば支援学校	知的	S49
6	わかば・ふじかわ分校	知的・肢体	H12
7	やまびこ支援学校	知的・肢体	S54
8	富士見支援学校	病弱	S59
9	富士見・旭分校	病弱	H9
10	ふじざくら支援学校	知的・肢体	H8
11	かえで支援学校	知的	H13



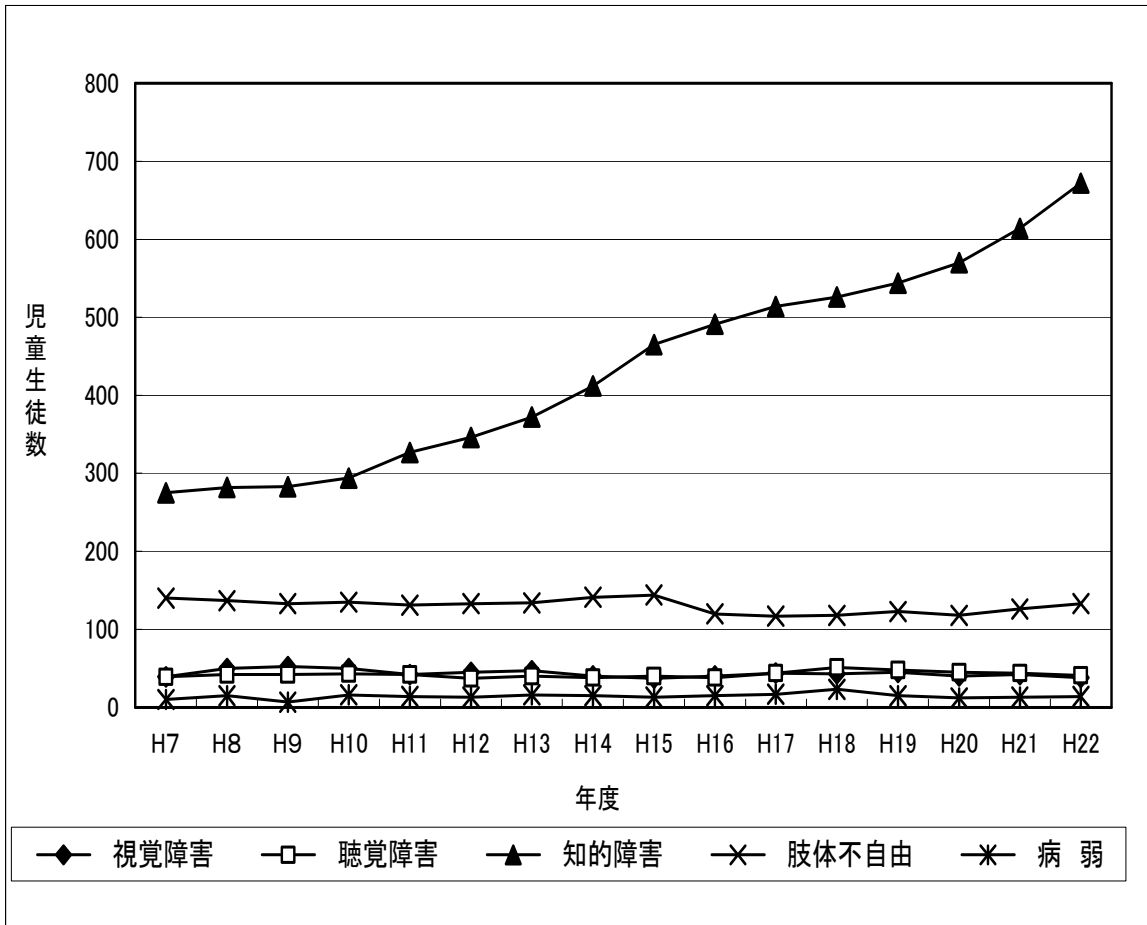
### ②特別支援学校の学級数・在籍者数

平成22年5月1日現在

学区区分	学校名	学部名	学級数 (学級)	児童生徒等数 (人)	
視覚障害	盲学校	幼稚部	5	10	
		小学部	3	6	
		中学部	2	3	
		高等部	5	8	
		本科	1	1	
		専攻科	3	5	
		専攻科	2	5	
計		21	38		
聴覚障害	ろう学校	幼稚部	4	5	
		小学部	6	14	
		中学部	3	8	
		高等部	5	14	
		計	18	41	
知的障害	わかば支援学校	小学部	8	39	
		中学部	11	51	
		高等部	19	118	
		計	38	208	
	かえで支援学校	小学部	14	58	
		中学部	14	67	
		高等部	18	111	
	計	46	236		
	知的障害・ 肢体不自由	わかば支援学校 ふじかわ分校	小学部	5	11
			中学部	4	8
計			9	19	
やまびこ支援学校		小学部	10	24	
		中学部	7	24	
		高等部	9	41	
計		26	89		
ふじざくら支援学校		小学部	16	52	
		中学部	9	29	
		高等部	9	39	
計	34	120			
肢体不自由	甲府支援学校	小学部	15	37	
		中学部	6	16	
		高等部	5	18	
	計	26	71		
	あけぼの支援学校	小学部	11	30	
		中学部	8	20	
		高等部	6	12	
	計	25	62		
	病弱	富士見支援学校	小学部	1	2
			中学部	2	5
計			3	7	
富士見支援学校 旭分校		小学部	0	0	
		中学部	2	7	
計	2	7			
県立特別支援学校 合計			248	898	
知的障害	山梨大学 附属特別支援学校	小学部	3	17	
		中学部	3	13	
		高等部	3	27	
		計	9	57	
国立・県立特別支援学校 合計			257	955	

③特別支援学校在籍者数の推移（H7～H22）

山梨県立特別支援学校在籍者数の推移（障害種別）



(単位：人)

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H22/H13
視覚障害	39	50	52	50	42	45	47	40	37	40	44	43	45	40	42	38	80.9%
聴覚障害	39	42	42	43	42	37	40	38	40	38	44	51	48	45	44	41	102.5%
知的障害	275	282	283	294	327	346	372	412	465	491	514	526	544	570	614	672	180.6%
肢体不自由	140	137	133	135	131	133	134	141	144	120	117	118	123	118	126	133	99.3%
病弱	10	15	7	16	14	13	16	15	13	15	17	23	15	12	13	14	87.5%
合計	503	526	517	538	556	574	609	646	699	704	736	761	775	785	839	898	147.5%

各年度5月1日現在  
 視覚障害は盲学校在籍者  
 聴覚障害はろう学校在籍者  
 知的障害はわかば支援学校、〃 ふじかわ分校、やまびこ支援学校、ふじざくら支援学校、かえで支援学校在籍者  
 肢体不自由は甲府支援学校、あけぼの支援学校在籍者  
 病弱は富士見支援学校、〃 旭分校在籍者

### 3 特別支援学級の設置状況

#### ①特別支援学級数、在籍児童生徒数

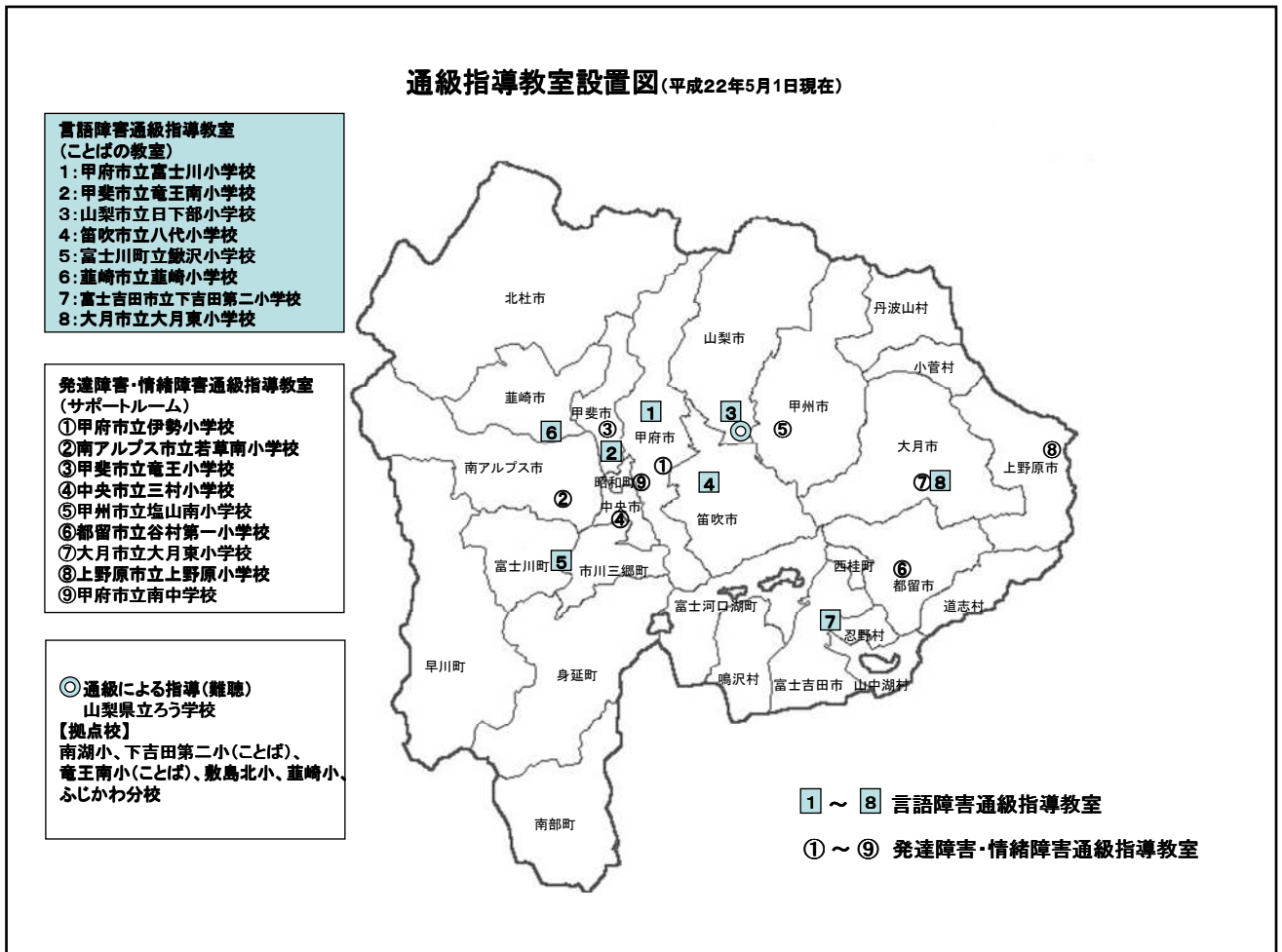
平成22年度特別支援学級等設置状況及び在籍児童生徒（H22.5.1現在）

		学 級 数			学校数 (含分校)	(分校)	児童生徒数
		新設数	閉級数	増減			
知的障害	小学校	8	13	-5	150	148	446
	中学校	11	9	2	72	70 (1)	224
肢体不自由	小学校	8	1	7	25	25	28
	中学校	2	2	0	6	6	6
病 弱・ 身体虚弱	小学校	0	2	-2	7	7 (3)	6
	中学校	2	0	2	4	4 (2)	3
弱 視	小学校	0	1	-1	5	5	5
	中学校	1	1	0	3	3	3
難 聴	小学校	2	2	0	8	8	8
	中学校	1	2	-1	1	1	1
自閉症・ 情緒障害	小学校	10	2	8	67	67	137
	中学校	3	0	3	24	24 (1)	50
合 計	小学校	28	21	7	262	260 (3)	630
	中学校	20	14	6	110	108 (4)	287
	総数	48	35	13	372	368 (7)	917
通級指導教室 (言語障害)	小学校	0	0	0	8	/	485
通級指導教室 (発達障害・ 情緒障害)	小学校	1	0	1	8		106
	中学校	0	0	0	1		3
合 計	総数	1	0	1	17		594
難聴 (ろう学校)	幼児・小学校	/					22
	中学校						1
合 計		/					23

※通級指導教室の児童生徒数については、幼児を含む。

※通級指導教室（言語障害）8教室のうち4教室には、発達障害・情緒障害担当教員を配置し指導を行っているため、発達障害・情緒障害の幼児児童数が含まれている。

②通級指導教室の設置状況



③通級指導教室における指導対象者数の推移

通級による指導対象幼児児童生徒数 (H12~H22)

		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	増加率
言語障害	幼児・小学生	407	406	445	453	476	450	479	471	482	508	480	1.2 倍
	中学生					1						5	
発達障害・情緒障害	幼児・小学生	23	23	21	29	29	34	29	85	84	106	99	4.3 倍
	中学生	12	13	9	2	2	2	9	8	5	4	8	0.7 倍
難聴(ろう学校)	幼児・小学生					4	11	16	14	14	18	22	5.5 倍
	中学生					3	6	4	4	5	2	1	0.3 倍
合計		442	442	475	484	515	503	537	582	590	638	615	1.4 倍

※発達障害・情緒障害学級は、H17までは情緒障害特別支援学級、H18から発達障害・情緒障害通級指導教室による。

※発達障害・情緒障害学級の学級設置数は、H18 H19 H20 H21 H22

小学校 3 6 7 7 8

中学校 1 1 1 1 1

※通級人数については、幼児の教育相談を含む。